

JNIF02-01

JNLA 試験証明書の 電磁的発行に係るガイドライン

(第1版)

2025年3月24日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

本文書に関する全ての著作権は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に属します。本文書の全部又は一部転用は、電子的・機械的(転写)な方法を含め独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターの許可なしに利用することはできません。

発行所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター
住所 〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49-10
TEL 03-3481-1939
FAX 03-3481-1937
E-mail jnla@nite.go.jp
Home page <https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/index.html>

目次

1. はじめに	4
2. 用語の定義	4
3. JNLA 試験証明書の電磁的発行の利点	5
4. JNLA 試験証明書の電磁的発行に係る要求事項等	5
5. JNLA 電子試験証明書の発行及び交付の管理	8
引用文献等	10

JNLA 試験証明書の電磁的発行に係るガイドライン

1. はじめに

この文書は、JNLA登録事業者（以下、「事業者」という。）が試験証明書を電磁的発行する際の要求事項等の情報、発行及び交付の管理に係る情報等をまとめたものである。

JNLA試験証明書は、当該証明書の発行承認者が書面に記名押印又は署名した後、依頼者に発行することとされてきたが、「産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（以下、「保存規則」という。）の施行によって、令和2年4月1日から電磁的記録（以下、「データ」という。）に電子署名を行うことによって、電子メール等の電磁的方法で交付することが可能となった。

電子メール等でJNLA 試験証明書を発行する場合、データが原本になり、情報セキュリティ等を考慮した運用が必要となるため、この文書を定めることとする。

なお、この文書を管理する担当課は認定センター試験認証認定課である。

2. 用語の定義

この文書では次の用語を定義し、使用する。

(1) 電磁的記録^[1]

電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。

(2) 電磁的発行

電磁的記録による発行。

この文書では、電磁的発行された JNLA 試験証明書を「JNLA 電子試験証明書」という。

(3) 電子署名^[2]

電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するもの。

① 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの。

② 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの。

この文書では、①（当該措置を行った者の作成に係るものであること）を“本人性”、②（改変が行われていないかどうか）を“非改ざん性”という。

備考1: 上記のうち、①の「当該措置を行った者」については一般的に、特定の個人に対する証明として「電子署名」、法人や法人内部の組織に対する証明として「電子シール(e シール)」と証明の対象(者)や用途を区別した呼称や形態でサービスが提供されている^[3]。e シールは、e シールに係る指針(総務省)^[4]において、e シールは電子署名とは異なることが記載されており、JNLA 電子試験証明書の作成における氏名等を明らかにするための処置として、e シールの利用は不可とする。よって、この文書では「電子署名」と「e シール」を区別して記載する。

(4) 電子証明書^[5]

電磁的記録の利用者(JNLA 電子試験証明書の発行者)が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録。

備考2: 電子証明書は、「電子署名を検証する際のデータの復号化に必要な電子的な検証鍵(公開鍵)」の持ち主を証明する。実際には、認証局の信頼性を示す上で複数の電子証明書の連鎖(積み重ね)で構成されていることが多い。

(5) タイムスタンプ^[6]

データがある時刻に確実に存在していたことを証明する電子的な時刻証明書の役割を果たす技術。証明された時刻以降に改変が行われた場合には上記(3)の電子署名と同様に検出が可能となる。

備考3: 上記(3)の電子署名と併用し、電子署名が行われた日時の証明として利用する場合も多い。

3. JNLA 試験証明書の電磁的発行の利点

JNLA試験証明書を電磁的発行する利点として、次の例が挙げられる。

- ① 資源、コストが削減できる(ペーパーレス化の達成、紙媒体発行版の郵送に係るコストの削減)。
- ② 発行に係る内部手続き(押印、郵送等)が簡略化できる。
- ③ 発行証明書の内部管理が効率的に行える(事業者、顧客の双方にとっての利点)。
- ④ 紙媒体発行版に特有の破損、紛失、汚損のリスクがなくなる。
- ⑤ 郵送が不要になるため、顧客へ迅速に試験証明書を交付することができる。

事業者は、これら利点と種々リスク(コスト、運用の困難さ、顧客のニーズ等)を考慮し、適用の是非を検討することになる。

4. JNLA 試験証明書の電磁的発行に係る要求事項等

「JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)」には、JNLA 試験証明書の電磁的発行に関して、以下の要求事項が記載されている。

I. 登録に関する一般要求事項

7.8 結果の報告

(前略)JNLA 標章付きの試験証明書を電磁的方法によって発行する場合は、IAJapan が WEB サイトに[公開](#)している「JNLA 試験証明書の電磁的方法による発行について」の最新版を参考とすること。

7.8.2 試験証明書(試験報告書に関する共通の要求事項)

(1) 略

(2)試験証明書は、省令第 4 条第 2 項に従い、試験証明書の発行業務を遂行する役員又は職員が作成し、当該役員又は職員が役職名を記載した上で記名押印又は署名をしなければならない。試験証明書を電磁的方法によって発行する場合は、電子署名(電子署名法

第2条第1項に規定する電子署名をいう。)をもって上記の記名押印又は署名に代えることができる。

(1) 作成において氏名等を明らかにする処置(保存規則第5条の2)

JNLA 電子試験証明書を発行する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名によって氏名等を明らかにしなければならない。また、電子署名法第3条により、本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、JNLA 電子試験証明書は、真正に成立したものと推定される¹。当該電子署名の方法として認められる例を次に示す。

(電子署名の方法)

電子署名は、ア、イのいずれかの方法により行う。この際、次の電子証明書及びタイムスタンプを活用する。

いずれの方法であっても、産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第4条第2項に基づくJNLA 試験証明書の署名者(JNLA 試験事業者の要員のうち、権限付与された者を含む)のみが、電子署名を行える管理体制を構築する。

管理の対象には、JNLA 試験証明書の発行手順、要員の権限、電子署名に必要な設備及びサービス(アクセス権限を含む)、電子署名に必要な要素(ID 及びパスワード、物理トークンなど)等が含まれる。

また、なりすまし等のリスクを軽減するため、例えば二要素認証(ID 及びパスワードによる認証に加えて、トークンによるワンタイムパスワード認証や生体認証などを用いること)を確保することが望ましい。

ア 当事者型電子署名

JNLA 試験証明書の署名者が、「自身の署名鍵とその電子証明書」及び「タイムスタンプ」を用いて暗号化等を行う方法。

イ 当事者指示による事業者型(立会人型)電子署名

JNLA 試験証明書の署名者が、サービス提供事業者に指示(サービス利用)することによって、サービス提供事業者の意志が介在することなく、「サービス提供事業者の署名鍵とその電子証明書」及び「タイムスタンプ」を用いて暗号化等を行う方法。

(電子証明書:総務省 e-シール指針で示された e-シールを除く)

ア [商業登記に基づく電子証明書](#)

¹ ここでいう「本人による電子署名」とは、「電子署名サービス/システムの操作者」(以下、「操作者」という)及び「電子証明書の名義人」が「JNLA 試験報告書に記名の署名者本人」(以下、「署名者本人」という)である必要はありません。ただし、署名者本人(署名者本人の指名した代決者や所属組織の権限に関する規定に基づく署名者本人の代決者を含む)の意思決定にのみよって電子署名の操作を行うことが、「本人による電子署名」の条件となります。

- イ [電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律\(略称: 公的個人認証法\)](#)第3条第1項に規定する電子証明書
- ウ [電子署名及び認証業務に関する法律\(略称: 電子署名法\)](#)第2条第3項に規定する特定認証業務を行なう事業者([同法第4条に基づく認定を受けた特定認定認証業務を行なう事業者](#)(認定認証事業者)含む)が発行する電子証明書
- エ ETSI TS²や WebTrust for CA³の基準に適合した認証局が発行する電子証明書
- オ これらに準ずる電子証明書
(タイムスタンプ)
- ア [総務大臣による時刻認証業務認定制度](#)に基づくタイムスタンプ
- イ ETSI TS や WebTrust for CA の基準に適合した認証局が発行するタイムスタンプ
- ウ これらに準ずるタイムスタンプ

II. 登録に関する遵守事項

第2部 登録試験事業者に関する事項

1.2 試験証明書の発行(法第58条、法第66条第2項、省令第4条～第5条、保存規則第5条、第5条の2、第6条、第9条及び第10条)

(前略)JNLA 標章付きの試験証明書を電磁的方法によって発行する場合は、I. 登録に関する一般要求事項 7.8 を参照し、保存規則第5条、第5条の2、第6条、第9条及び第10条の要求事項を満たすこと。

(2) データによる作成(保存規則第6条)

4. (1)の処置を行うための JNLA 電子試験証明書の作成は、JNLA 試験事業者が管理するパソコン等(外部委託契約で保守管理されているサーバー内等含む)の中で、JNLA 試験事業者の要員が行わなければならない。

(3) データによる交付等(保存規則第9条、第10条)

(依頼者による承諾)

JNLA 試験証明書のデータによる交付を行う場合は、[民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)第6条第1項に基づき、依頼者の承諾を得なければならない。

(交付の方法等)

JNLA 試験証明書のデータによる交付は、次に掲げる三つの方法による。いずれの方法であっても依頼者が、一般的に普及している設備を用いて、保存、閲覧、印刷を行えるよう

² 欧州電気通信標準化機構 (ETSI)が定める、電子証明書やタイムスタンプを発行するための認証局の基準

³ 米国公認会計士協会 (AICPA) とカナダ勅許会計士協会 (CICA) が定める、電子証明書やタイムスタンプを発行するための認証局の基準

にしなければならない。

- ① JNLA 試験事業者が、電子メール等を用いて、依頼者に JNLA 試験証明書を送付する方法
- ② JNLA 試験事業者が、自身の管理する電子情報システム(WEB ページ等)に JNLA 試験証明書をアップロードし、依頼者が当該 JNLA 試験証明書を閲覧及びダウンロードできるようにする方法
- ③ JNLA 試験事業者が、電磁的記録媒体(CD 等)に JNLA 試験証明書を保存し、依頼者に当該 CD 等を受け渡す方法

5. JNLA 電子試験証明書の発行及び交付の管理又は交付の方法

事業者が JNLA 試験証明書の電磁的発行を行うためにもつべき手順について、次に解説する。

(1) 電磁的発行における複数発行(正本／副本)の考え方(ISO/IEC 17025 7.8.1.2)

JNLA 試験証明書の電磁的発行においては、紙媒体発行におけるような正本の複写における(正本／副本)管理、及び同一試験対象に係る複数部の発行という概念を適用しない。事業者は顧客に対して一つの JNLA 電子試験証明書(電子ファイル)を交付するのみであり、そのファイルの顧客による(顧客組織内部及び外部への)複写、転送、共有について事業者は責任を負うことはなく、顧客の責によることになる。電子ファイルの複写物が不適当に出回ることによって誤用、改ざん等のリスクが高まることを含め、その旨を顧客に通知しておくことが望ましい。

(2) 紙媒体発行と電磁的発行を併用する場合(ISO/IEC 17025 7.8.2.1 d))

顧客のニーズ等に基づき紙媒体発行と電磁的発行を併用する場合、それらを明確に識別管理するための手順をもつことが望ましい。事業者が発行管理するための管理台帳等で、各発行証明書が紙媒体発行なのか電磁的発行なのかを明確に識別しておく必要がある。紙媒体発行と電磁的発行とを明確に識別する方法として、試験証明書識別番号に、それが明確に把握できる情報を含めるといった手順が挙げられる。

(3) 既発行 JNLA 電子試験証明書の修正再発行について(ISO/IEC 17025 7.8.8)

JNLA 電子試験証明書の再発行の必要が生じた場合、紙媒体発行のように事業者が顧客から正規発行版を回収することは現実的にはできない。その状況においても顧客が旧版を誤用するリスクを排除するため、顧客に旧版ファイルの削除を依頼することが望ましい。その場合、顧客からの確に削除した旨の返信を受け保持しておくことが望ましい。

(4) 電子証明書・タイムスタンプの有効期間

JNLA 電子試験証明書に付与する電子証明書及びタイムスタンプには、それぞれの有効期間が定められていることについて、顧客に説明を行うことが望ましい。

備考4: 「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第 6 条第 4 項には“電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。”とされている。実際に認証局が電子署名用に発行する電

子証明書の有効期間は2年程度、タイムスタンプは10年程度であることが多い。

(5) 顧客への注意喚起

事業者がリスクに基づいて確立、運用する発行・交付の手順であっても、顧客又は結果の利用者が試験証明結果を不正使用する可能性を完全に排除することはできない。そのリスクを想定して、必要に応じ顧客に次のような注意喚起をしておくことが望ましい。

- ① JNLA 電子試験証明書の印刷物は、紙媒体発行の JNLA 試験証明書をハードコピーしたものと同様であり、正式な JNLA 試験証明書ではない
- ② 顧客や JNLA 電子試験証明書を入手した者が、交付された電子ファイルを一部でも修正した場合又は自ら電子署名等を行った場合は、原本性を失い正式な JNLA 電子試験証明書ではなくなる
- ③ JNLA 電子試験証明書に関する不正行為(改ざん、偽造)について、刑法において紙媒体の私文書偽造、変造及び行使に相当する罪は、電子交付の場合は第161条の2(私電磁的記録不正作出及び供用)が該当する

(6) 顧客及びエンドユーザ(結果の利用者)への情報提供

JNLA 電子試験証明書の本人性及び非改ざん性の確認のために、顧客又はエンドユーザから依頼があれば電子証明書やハッシュ情報等の情報を提供する体制であることが望ましい。情報を提供する場合には、情報セキュリティのリスクや ISO/IEC 17025 の機密保持に係る要求事項に留意する必要がある。

備考5: マネジメントシステムの下で事業者が提供する JNLA 電子試験証明書の発行に使用している電子証明書に組み込まれた情報(電子証明書の識別番号、発行者、サブジェクト、ダイジェスト等)、個々の試験証明書のハッシュ情報等は、顧客が JNLA 電子試験証明書の本人性及び非改ざん性を確認するための助けとなる。なお、上記に掲げた全ての情報まで提供する必要はなく、顧客のニーズや、電子署名に利用する電子証明書の階層構造などに応じた情報提供で十分である。

引用文献等

[1] 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)

[2] 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)

注:法令に基づく電子署名や技術の概要については、デジタル庁のウェブサイト【電子署名】及びそこに掲載される関連情報を参照

(<https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign/>)

[3] 総務省ウェブサイト【タイムスタンプ・eシール】

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html)

[4] eシールに係る指針(第2版)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000942602.pdf)

[5] 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)

[6] 総務省ウェブサイト【タイムスタンプについて】

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html)

※:上記 URL のいずれも、2025/03/11 に確認したもの

附則

この規程は、2025年3月24日より適用する。